

専決処分について報告の件（その１）

地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので報告するものであります。

芽室町長 手 島 旭

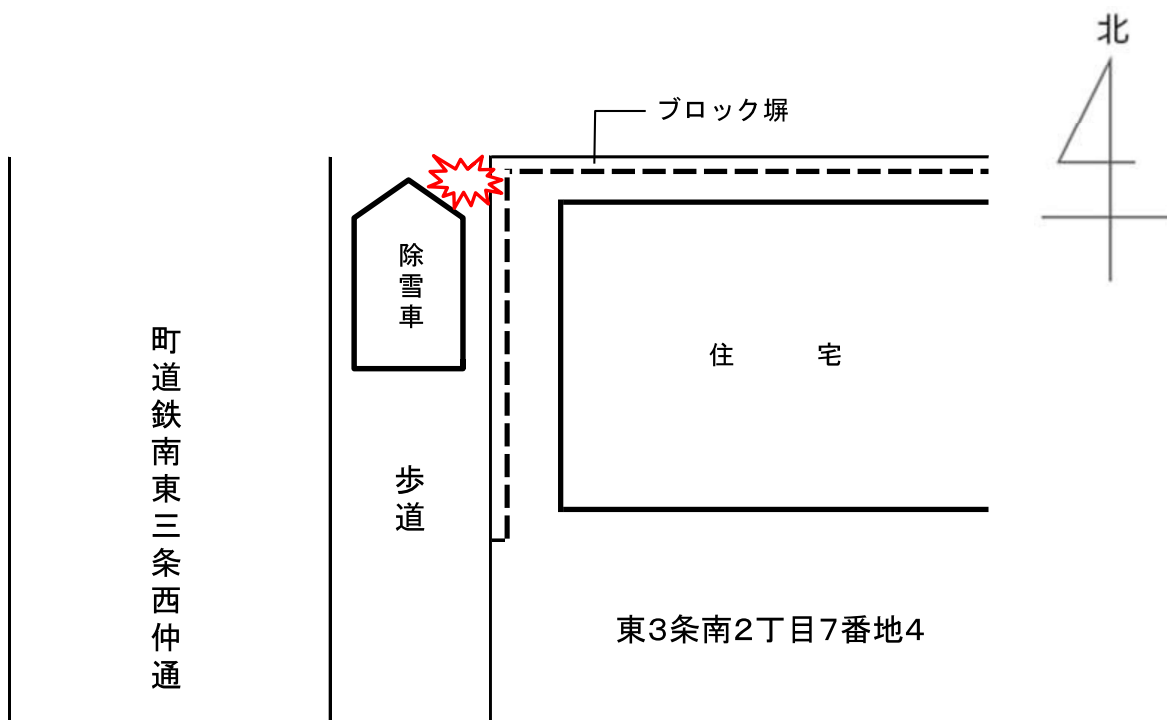
町は、損害賠償の額を次のとおり決定する。

- 令和7年6月30日 専決処分

令和7年2月10日午後11時頃、町道鉄南東三条西仲通で排雪作業中、小型歩道用除雪車が住宅敷地のブロック塀に接触し、破損させたものであります。



位置図



事故発生状況図